

答申第 811 号

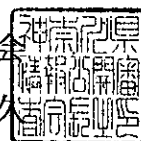
情公第 1385 号

令和 7 年 6 月 13 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久



行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 1 月 7 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（その 2）（諮問第 868 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和2年5月1日付け行政文書公開請求に対し、別表の「公開文書」欄に掲げる行政文書を特定した上で、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年5月1日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄を請求内容とする行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年5月11日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和2年6月26日付けで、別表の「処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年9月26日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、自己所有地の境界復元の必要から関連資料の公開を求めた。実施機関に対し、実施機関が文書内容を改ざんした旨の指摘をしたところ、実施機関から「訂正文書を出す。」との回答があったが、実行されていない。
- (2) 実施機関は、自らの文書管理や情報管理に適正さを欠いているにもかかわらず、文書不存在等を理由に非公開決定を行っている。
- (3) 請求した文書が不存在であるのは実施機関の調査不足等によるものである。適切に行政文書の公開が実施されることを求め、審査請求を提起するものである。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

- (1) 文書の特定について

審査請求人と十数回延べ50時間以上の面談を行い、公開文書の説明及び審査請求人の主張等に対して意見交換を行っている。この過程で本請求に係る平成21年から平成22年の団地施設改善に係る文書を特定し、公開を行っている。公開に当たっては、文書を広範囲に特定し、類推される文書についても参考文書として公開している。

(2) 文書の不存在について

実施機関の職員が審査請求人に対して行った発言の裏付け（根拠）文書については、口頭対応事案であることから、起案・決裁を了し施行した文書は存在していない。

また、小規模工事に関する文書についても、指定管理者が業者発注を行っているため、起案・決裁を了し施行した文書は存在していない。当時の実施機関の職員が若干のメモ書きを廃棄せずに残していたので、そのメモ書き及び対応記録を公開している。

(3) 不存在文書又は公開対象外文書について

別表に掲げる項番3、項番4、項番5、項番6、項番7、項番8、項番9－①及び項番9－③に係る文書については、執務室内及びPDF集積ファイル内を探したが見当たらない。

(4) 別表に掲げる項番2及び項番9－②に係る文書に記載された住所・個人名については、特定の個人が識別され、その情報が公開されることにより特定の個人に不利益を生じるおそれがあるため非公開とした。

(5) 全体を通しての考察

審査請求人より、同一文書の公開請求を複数回受けているが、保管文書の隠蔽は行っていないので、今後においても、審査請求人の同一内容文書の公開請求については、これまでに公開した文書の公開を繰り返す結果となる。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

実施機関は、別表の項番3、項番4、項番5、項番6、項番7、項番8、項番9－①及び項番9－③の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に記載された請求内容に係る対象文書は、執務室内等を探索したが見当たらないとし

て、物理的に不存在であることを理由に非公開決定を行っているから、以下、判断の妥当性を検討する。

ア 項番 3、4 及び 5 に係る請求について

当審査会が本件請求に係る行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）を確認したところ、標記請求は、特定地番間の土地境界で実施された「工事」又はその「計画」に関する行政文書の公開を求めるものと認められる。

本件請求書の記載自体からはこの「工事」又は「計画」の具体的内容は明らかではないものの、本件請求に対して実施機関が公開した行政文書の内容、弁明書の内容及び本件請求に際して実施機関が審査請求人に参考に提供したとされる行政文書の内容も踏まえると、標記請求は、実施機関が所管する特定県営団地の管理に関連して、平成21年から平成23年にかけて実施された車止め等の設置工事及び道路縁石切下げ工事（以下これらを総称して「本件工事」という。）に関する行政文書を請求しているものと認められる。

そして、実施機関によると、本件工事は、当時特定県営団地を管理していた指定管理者が、団地の管理のために行った軽易な工事であるとの説明があった。この点、本件工事が特定地番間の通路で実施された車止めの設置工事等であることを踏まえると小規模な工事であると認められるから、実施機関の説明に不自然・不合理な点は見当たらない。

これを踏まえて、実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）を確認するに、「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」に該当する行政文書は5年保存文書とすることが規定されているから、本件工事に係る行政文書は、5年保存文書に該当すると認められる。

以上をもとに検討すると、仮に実施機関が平成21年から平成23年に標記請求に係る行政文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成23年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和2年5月1日）においては、その保存期間が満了していたことになる。すると、実施機関が当該文書を不存在としたことは不自然、不合理とはいえず、こ

れを覆すに足りる特段の事情も認められない以上、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 項番6に係る請求について

審査請求人が項番6に係る請求内容として記載した「馬型の車止め」という文言を踏まえると、審査請求人は、本件工事に関して実施機関が事業者に問合せした際の記録を請求しているものと認められる。

すると、標記請求に係る行政文書は、小規模工事と認められる本件工事の資料であって、上記アと同様に5年保存文書に該当すると認められるから、本件請求時点（令和2年5月1日）においては、標記請求に係る行政文書が存在していたとしてもその保存期間が満了していたことになる。

以上を踏まえれば、当該行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないから、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ウ 項番7に係る請求について

審査請求人が項番7に係る請求内容として記載した「平成22年」及び「馬型の車止め」という文言を踏まえると、審査請求人は、本件工事に関し、実施機関が特定個人とやりとりした際の記録を請求しているものと認められる。

すると、標記請求に係る行政文書は、小規模工事と認められる本件工事の資料であって、上記アと同様に5年保存文書に該当すると認められるから、本件請求時点（令和2年5月1日）においては、標記請求に係る行政文書が存在していたとしてもその保存期間が満了していたことになる。

以上を踏まえれば、当該行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないから、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

エ 項番8に係る請求について

審査請求人が項番8に係る請求内容として記載した「馬型車両止め」という文言を踏まえると、標記項目は、本件工事に関し、実施機関が特定個人

とやりとりした際の記録を請求しているものと認められる。

すると、標記請求に係る行政文書は、小規模工事と認められる本件工事の資料であって、上記アと同様に5年保存文書に該当すると認められるから、本件請求時点（令和2年5月1日）においては、標記請求に係る行政文書が存在していたとしてもその保存期間が満了していたことになる。

以上を踏まえれば、当該行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないから、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

オ 項番9－①に係る請求について

審査請求人が項番9－①に係る請求内容として記載した「ライジングボラード」及び「『通り抜け出来ません』と表示ポールを立て」といった車両止めに関する文言を踏まえると、標記項目は、本件工事が実施された通路に関し、本件工事が実施される約10年前である平成13年に、車両止めの設置方法に関して実施機関が特定個人とやりとりした際の記録を請求しているものと認められる。

本件工事の資料は上述のとおり5年保存文書に該当すると認められることから、同一通路の車両止めの設置に関連した資料である標記請求に係る行政文書も、同様に5年保存文書に該当すると考えるのが合理的である。

すると、標記項目は本件請求時点（令和2年5月1日）においては、標記請求に係る行政文書が存在していたとしてもその保存期間が満了していたことになる。

以上を踏まえれば、当該行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないから、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

カ 項番9－③に係る請求について

審査請求人は、実施機関が特定警察署署員から注意を受けた際に、当該署員から交付された文書を請求しているものと認められる。

しかし、実施機関が特定警察署署員から注意を受けたという事実を基礎

づける具体的な根拠はなく、また、実施機関の文書の探索方法に不合理な点は見出せないから、実施機関が標記請求に対して文書不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(2) 非公開情報該当性について

実施機関は、別表に掲げる項番2及び項番9－②の「公開文書」欄に記載された行政文書に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っているため、以下、判断の妥当性を検討する。

ア 項番2に係る請求について

当審査会が確認したところ、標記請求に関し実施機関が公開した文書は、特定県営団地の環境改善に関することについて、特定個人が実施機関に送付した文書であると認められる。

実施機関は、当該文書に記載された個人の氏名、住所、電話番号及び印影を条例第5条第1号に該当することを理由に非公開としている。

この点、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報に該当しないと認められる。

そのため、実施機関が当該情報を条例第5条第1号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ 項番9－②に係る請求について

当審査会が確認したところ、標記項目に関し実施機関が公開した文書は、「風砂塵防護除け」の設置を求めて、特定個人が実施機関に送付した文書であると認められる。

実施機関は、当該文書に記載された個人の氏名、住所、電話番号及び印影を条例第5条第1号に該当することを理由に非公開としている。

この点、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報に該当しないと認められる。

そのため、実施機関が当該情報を条例第5条第1号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容	公開文書
1	令和2年5月1日現在における特定地番の土地表示図の開示。	公開	・現公図の写し ・地積測量図の写し
2	平成22年5月25日電話の際に、特定職員に確認した「風除けの点で話が詰まっていなかったから」と、リハビリで不在時に、訪問していただいたことを聞き、②平成22年6月22日付請求者が発出した文書写の開示。	一部公開 (条例第5条第1号該当)	「県有地内の環境改善について」
3	平成21年7月27日(月曜日)特定職員の挨拶を頂戴した際の神奈川県特定市特定区特定地番特定県営団地境界と特定地番との境界改善計画書の開示。	文書不存在	なし
4	平成21年11月12日(木曜日)に特定地番間の工事に対し業者の方に計画説明された計画書の開示。	文書不存在	なし
5	平成22年3月12日(木)から工事が始まり、3月28日に完成した特定地番と特定地番間の工事に関する文書一式の閣欄開示。	文書不存在	なし
6	業者の方に馬型の車止め数が少ない点を電話で尋ね確認された相違文書の開示。	文書不存在	なし
7	平成22年4月8日(水曜日)の午後2時、特定個人から「あなたがやったあそこは県道です。誰が通ってもいいのです。今度ここの道路を通らないでください。私の土地だから…」と、神奈川県が東側境界に馬型の車止め3個設置された件で因縁をつけられた請求者になり、「平成22年6月17日、神奈川県営繕事務所管理課特定職員が「県道ではありません。県有地ですから県で設置しました。」と特定個人の夫に説明した文書及び日報乃至日誌の開示。(請求者及び家族も帯同し、特定個人宅と神奈川県との応答を確認している。)	文書不存在	なし
8	同日、特定職員から特定県営団地の今後の改善計画については、6月一杯ぐらいは各県営団地の巡回予定があるので、7月に入り団地内のU字溝、馬型車両止めの増設地や、風除、地盤の沈下の対策を講じていただける旨を伺いましたが記載文書の開示。	文書不存在	なし
9-①	①平成13年の秋、特定職員が「ライジングボラードを道路中央に作り必要な車だけ通すという考えを述べ、当面は『通り抜け出来ません』と表示ポールを立て、文言は1年間やって様子を見てから特定個人と考えましょう。」となったが、以後なしのつづてになっている。引き継ぎ文書写の開示。	文書不存在	なし
9-②	②平成18年8月30日に特定個人が見え特定道路側からボールの撮影を終えたことに対し、平成23年3月14日付送付した文書写の開示。	一部公開 (条例第5条第1号該当)	「風砂塵防護除け設置進捗状況について(要書面回報)」
9-③	②特定署交通課の特定署員から実施機関が注意された際の諸注意書写の開示。	文書不存在	なし

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 1 月 12 日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年 3 月 21 日 (第 248 回部会)	○ 審議
令和 7 年 4 月 13 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 7 年 5 月 28 日 (第 249 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
鋤 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和7年6月13日現在) (五十音順)

